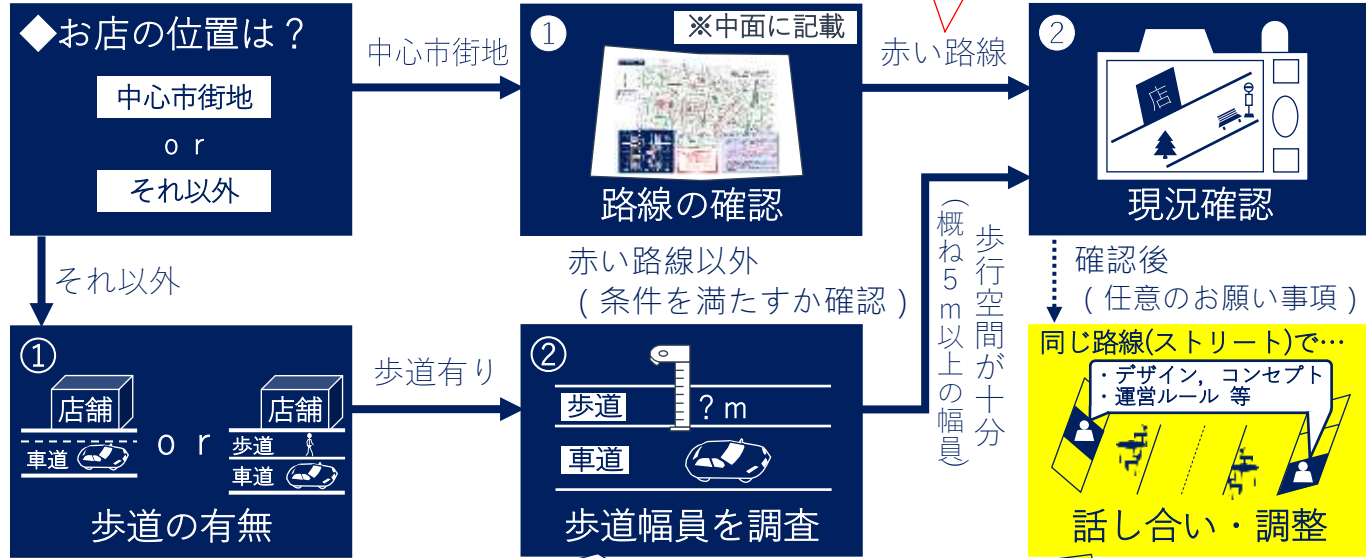
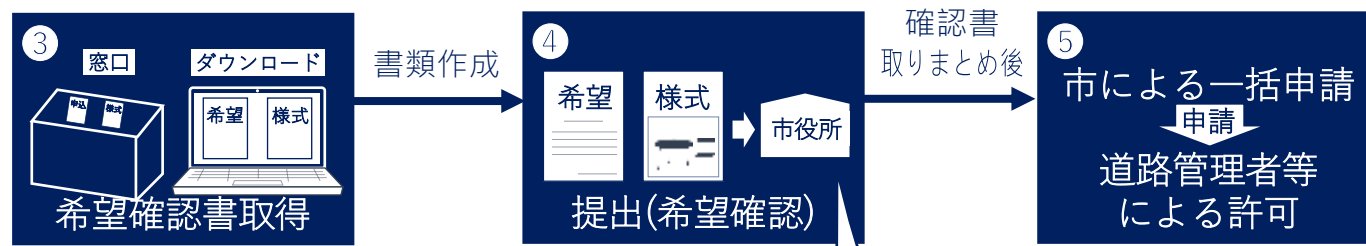


手続きの流れ

準備・確認



申込・実行



<希望確認書の取得方法>
市ホームページ 又は 下記申請窓口
宇都宮市 飲食店等の路上利用 検索

<内容確認>
・希望確認書や図面等の書類
・道路の状況、既存占用物
・周辺における調整状況 等

⇒ すぐに活用を希望される方は、7月3日までにお申し込みください。
※ 7月上旬に初回の申請を行い、7月中旬から実施予定(以降は、概ね2週間ごとに取りまとめ)

※ 必ずしも新たに購入する必要はありませんが、日ごとの設置・撤去が条件となります。

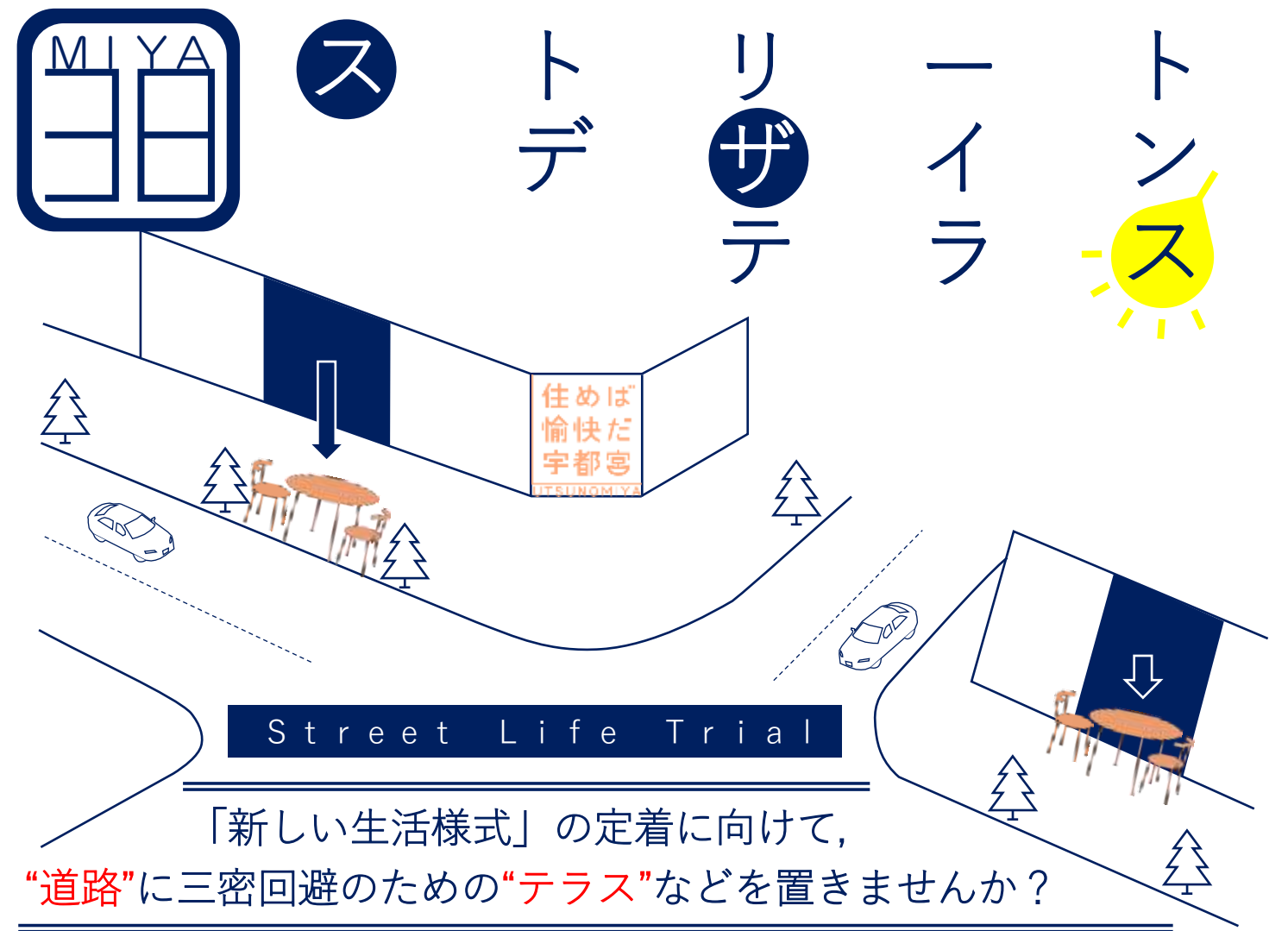
国・県・宇都宮市など各種"三密回避"のために、活用できる支援制度も御活用ください。
宇都宮市HP 検索ID 1023512

<参考> 期間終了後の継続実施に向けて
R2.6 社会実験を兼ねる。~R2.11.30 既存制度への移行を検討
既存制度による手続き不要 既存制度による手続き必要



【問合先・申請先】 ※各種手続き・本事業について
〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5
宇都宮市 総合政策部 地域政策室 (市役所5階)
e-mail: u2010@city.utsunomiya.tochigi.jp
TEL: 028-632-2108 / FAX: 028-632-7072

【道路管理者】
市道: 宇都宮市 建設部 道路管理課 028-632-2527
県道: 宇都宮土木事務所 管理課 028-626-3157
国道: 宇都宮国道事務所 管理第一課 028-638-2186



国において、新型コロナウイルス感染症の影響に係る支援として、道路上に飲食店等のテーブルやイスを設置する、「道路占用許可」の基準が一時的に緩和されました！

- ① 新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業形態となります。
- ② 「三密」の回避や「新しい生活様式」の定着を目指します。
- ③ テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置ができます。
- ④ 施設付近の清掃等に御協力いただきます。

期間延長

対象者	道路沿いの飲食店等 (他の地区からの出店は不可)
設置可能な場所	概ね5m以上の幅員がある歩道上 ※詳しい設置要件については、運用基準等を御確認ください。
占用できる期間	占用許可日から令和3年3月31日まで
占用の料金	免除 (※周辺の清掃等に御協力いただくことが条件)

今回の基準緩和により設置できる物

テーブル

イス

看板・のぼり旗

* その他、必要に応じ、安全対策を行うことが必要となります。

お店はどこにありますか？

中心市街地の場合

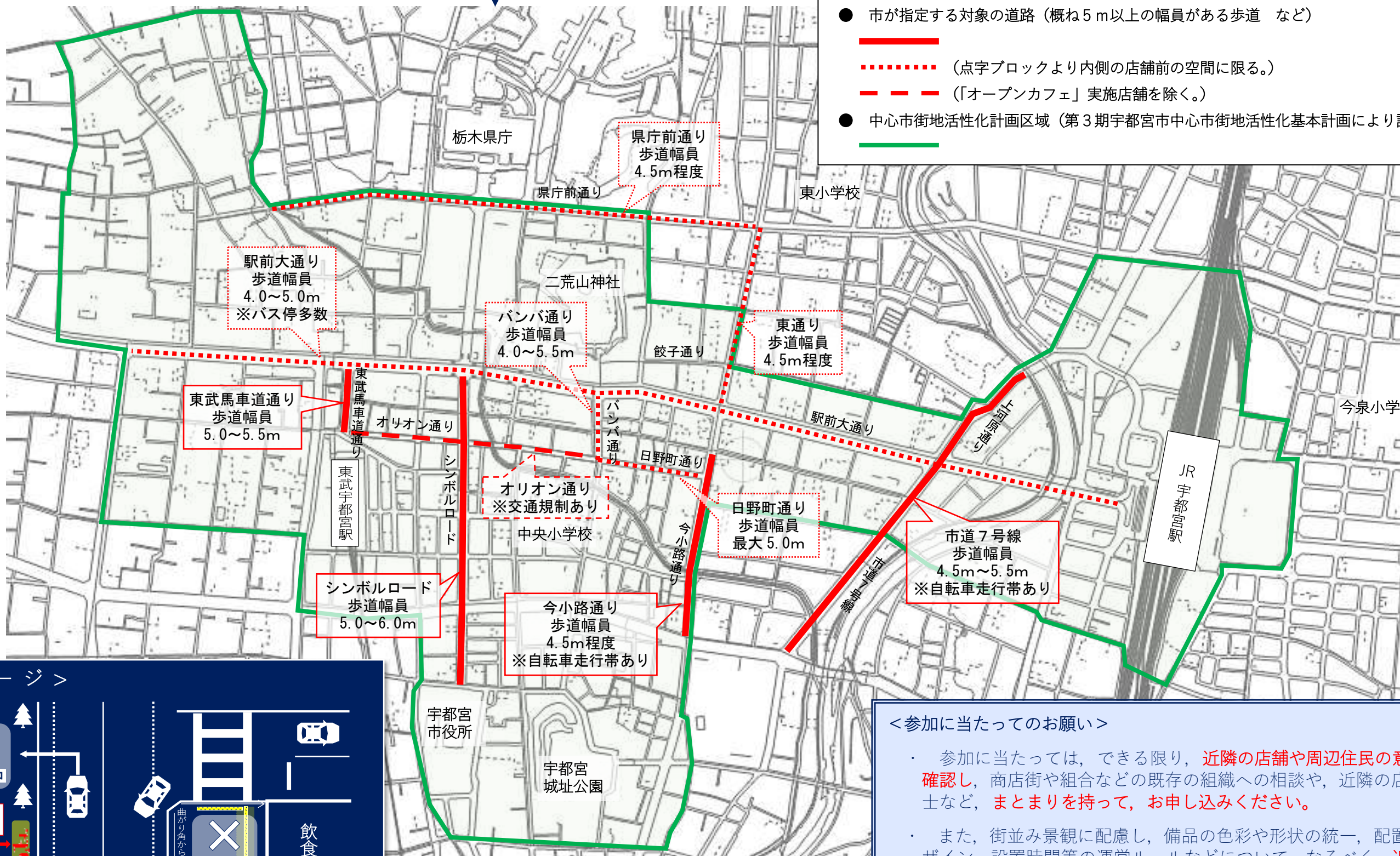
中心市街地以外の場合

<確認事項>

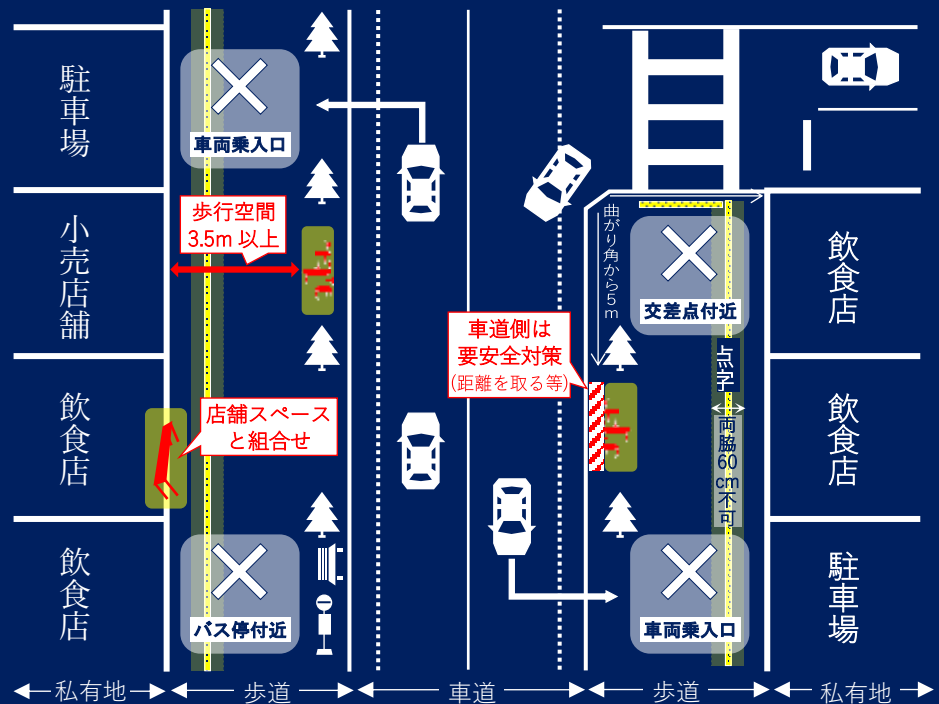
- ① 歩道と車道が分離
- ② 占用物を置いた上で、十分な歩行空間の確保

【凡例】

- 市が指定する対象の道路（概ね5m以上の幅員がある歩道 など）
-（点字ブロックより内側の店舗前の空間に限る。）
- （「オープンカフェ」実施店舗を除く。）
- 中心市街地活性化計画区域（第3期宇都宮市中心市街地活性化基本計画により設定）



<活用イメージ>



<設置できない場所の例>

- ・ 車道と歩道が分かれていない道路
- ※ 車両の進入を規制している道路を除く。
- ・ 点字ブロック付近（両脇60cm）
- ・ バス停周辺（概ね前後10mずつ）
- ・ 車両乗入口（駐車場の前など）
- ・ 車道際（最低でも50cm程度）
- ・ その他、交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所

<参加に当たってのお願い>

- ・ 参加に当たっては、できる限り、近隣の店舗や周辺住民の意向を確認し、商店街や組合などの既存の組織への相談や、近隣の店舗同士など、まとまりを持って、お申し込みください。
- ・ また、街並み景観に配慮し、備品の色彩や形状の統一、配置のデザイン、設置時間等の運営ルールなどについて、なるべく、近隣の店舗との話し合いを設け、魅力ある道路活用をお願いいたします。
- ・ お申込みいただいた後、道路活用上の注意点や飲食物の取扱いについて、説明会を実施しますので、御参加ください。
- ・ 道路の占用期間中、占用許可範囲の越境や未申請店舗の有無、未許可の備品の設置、看板設置などの違法行為や迷惑行為の確認をするため、行政の定期巡回指導を行います。
- ⇒ 指導に応じない場合は、申請単位（通りごと）の許可の取消も検討します。